

# 令和4年度集団指導 地域密着型サービス事業者向け資料

徳島市 健康福祉部  
高齢介護課 管理係

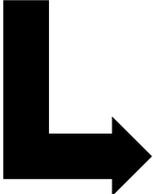
# 目次

①	運営指導における指導事項	3
②	よくある問い合わせ	19
②	処遇改善加算の届出について	27

# ① 運営指導における指導事項

右上に記載しているサービス種別を参考にしてください。

- 重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がない。  
(第3条の7内容及び手続の説明及び同意)



提供するサービスの第三者評価の実施状況として、  
**実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況**  
を重要事項説明書に記載してください。

※実施していない場合も実施が無い旨の記載が必要です。

「福祉サービス第三者評価」は「地域密着型サービス外部評価」とは異なる制度で受審は任意です。

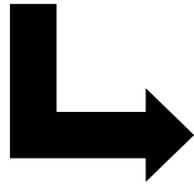
### 【参考】

介護事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を説明する義務があり、一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえると、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要がある。サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するものとした。

「高齢者福祉サービス事業所における第三者評価の実施に係る留意事項について」  
(平成30年3月26日付 社授発0326第8号 老発0326第8号)

## 指導事項②

- 事業所の設備、平面図（各室の用途）に変更があったのに変更の届出をしていない。
- 食堂及び機能訓練室について、間仕切りを常時しており実際に利用できる有効面積が減少していた。



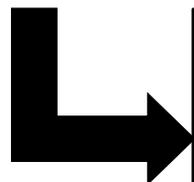
事業所のレイアウトを変更する場合は、変更届の提出が必要です。  
変更の際は、設備基準における面積要件等を満たしているか確認してください。

**【基準第22条第2項】**

## (1) 食堂及び機能訓練室

- ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た数の面積以上とすること。
- イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

- 生活相談員を提供日ごとに配置されていない日があった。  
(地域密着型通所介護第20条 認知症対応型通所介護第42条)



事業所のサービス提供時間内に生活相談員が勤務する時間数の合計数を事業所のサービス提供時間の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数の配置が必要です。

### 【参考】

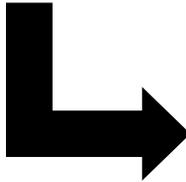
生活相談員の勤務時間には、利用者との相談業務だけでなく、次の業務も含める。

- ① サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間
- ② 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族を含めた相談・援助のための時間
- ③ 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間 など

※生活相談員の事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。

※ただ、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

- 個別機能訓練加算を算定していないことを理由に、機能訓練指導員を配置していなかった。  
(地域密着型通所介護第20条 認知症対応型通所介護第42条)



利用者に日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を適切に実施するために、必要な日数及び時間数の配置が必要です。  
機能訓練指導員は、個別機能訓練加算等の算定有無に関わらず、1以上配置が必要です。

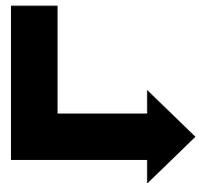
### 【解釈通知第3の六の1(3)】

「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師又はきゅう師については、理学療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）

ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

- 通所介護計画を作成した際、利用者に交付していなかった。

(地域密着型通所介護第27条 認知症対応型通所介護52条)



地域密着型（認知症対応型）通所介護計画は、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて作成するものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、利用者又はその家族に**説明**し、文書により**同意**を得た上で**交付**することが必要です。

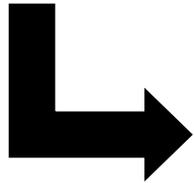
### 【地域密着型通所介護：基準第27条第3項・第4項】

### 【認知症対応型通所介護：基準第52条第3項・第4項】

第3項 指定地域密着型（認知症対応型）通所介護事業所の管理者は、地域密着型（認知症対応型）通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

第4項 指定地域密着型（認知症対応型）通所介護事業所の管理者は、地域密着型（認知症対応型）通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型（認知症対応型）通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

- 屋外サービスが地域密着型(認知症対応型)通所介護計画に位置付けられず実施されている。



指定地域密着型（認知症対応型）通所介護は、事業所内でサービス提供することが原則ではあるが、次の要件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービス提供することができます。

（①及び②のいずれも満たす必要があります。）

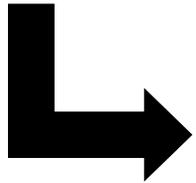
- ①あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置づけられていること。
- ②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

**※ 機能訓練が目的ではなく、単なる気分転換や娯楽を目的としたものは、報酬算定できません。**

### 留意点

職員配置について、外出した利用者と事業所内の利用者それぞれの利用者の人数を勘案し、安全面に配慮した職員数を配置すること。外出してサービス提供を行う場合には、事業所内でサービス提供を行うことに比べ、より安全面の確保に対する配慮が必要となることに留意して人員配置を行うこと。

- 個別機能訓練加算（I）イ・ロを算定する場合、ADL（身体機能）のみの向上訓練を行い、IADL（生活機能）の訓練が行われていない。



利用者の心身の状況に応じて、**ADL（身体機能）及びIADL（生活機能）**の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定してください。

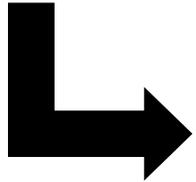
また、個別機能訓練に関する記録は利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練従事者により閲覧が可能であるようにしてください。

- ・個別機能訓練の目標
- ・目標を踏まえた訓練項目
- ・訓練実施時間
- ・個別機能訓練実施者 など

### 【算定基準2の2注13】

個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。

- 個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定する場合に、個別機能訓練の効果、実施方法等について評価が実施されていなかった。



個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定するにあたり、個別機能訓練計画に基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価を行い、記録しておくことが必要です。

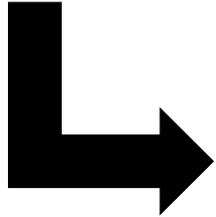
なお、個別機能訓練計画の作成について、認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、個別機能訓練計画に相当する内容を記載しておかなければなりません。

### 【算定基準 2 の 4 注 8】

個別機能訓練を行うに当たっては、個別機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等の内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行うこと。

身体的拘束等の事例が無いため、

- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- 介護職員その他従業者に年2回以上身体的拘束等の適正化のための研修を実施していない。
- 新規採用職員に対して採用時に身体的拘束等の適正化のための研修を実施していない。



身体的拘束等を適切に行うためには必要な記録を行うことが必要であるとともに、

**身体的拘束等の実施の有無に関わらず**

身体的拘束等の適正化を図るための措置を行うことが必要です。

**実施されていない場合は、身体拘束廃止未実施減算の適用となります。**

### 【参考】

厚生労働省老健局介護保険指導室 令和3年2月28日付け事務連絡

身体拘束等の廃止に関する指導及び身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方について（疑義照会回答）

## 身体的拘束等の禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」

上記の身体的拘束等の原則禁止規定が運営基準で規定された上で、例外的に身体的拘束等を行う場合の要件が規定されています。なお、例外的に身体的拘束等を行うことが出来る場合の要件の規定があるサービスは以下のとおりです。

例外的に身体的拘束等を行う場合の要件の規定があるサービス

- (介護予防)短期入所生活介護
- (介護予防)短期入所療養介護
- (介護予防)特定施設入所者生活介護
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



**記載のないサービスについては、身体的拘束等を行うことはそもそも想定されていません。**

# 例外的に身体的拘束等を行う場合の要件



下記の3つの要件を**すべて**満たしていること

## 切迫性

- 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

## 非代替性

- 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

## 一時性

- 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること



【身体的拘束等を例外的に行う場合には】  
身体的拘束等に関して、その様態及び時間、その際の利用者又は入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する必要があります。

# 身体拘束廃止未実施減算について

事業所にて身体的拘束等が行われていた場合ではなく、基準に規定する措置（①及び②）を講じていない場合に、**利用者全員について**所定単位数（100分の10に相当する単位数）減算することとなります。

## ①【身体的拘束等事例有の場合のみ】

身体的拘束等に関して、その様態及び時間、その際の利用者又は入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し保存する。

## ②【身体的拘束等事例の有無に関わらず】

身体的拘束等の適正化のための全ての措置を講じる。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催
- ・身体的拘束等の適正化のための指針
- ・身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修の実施

## 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

身体的拘束適正化検討委員会は、**事例の有無に関わらず必ず3月に1回以上**開催し、その結果を介護従業者等に対し周知しなければなりません。

- ✕ 事業所において身体的拘束等の事例がないため、身体的拘束適正化検討委員会を開催していない。
- ✕ 身体的拘束適正化検討委員会を4月に1度、半年に1度しか開催していない。

### 【留意事項】

- 報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。
- 関連施設との合同開催や事業所での単独開催など複数の開催方法を織り交ぜて開催しても差し支えない。
- テレビ電話装置等を活用して行うことも可とする。

## 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

【指針に盛り込む項目】 **身体的拘束等の事例の有無に関わらず必要。**

- ア 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- イ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- オ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

## 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修の実施

【研修の頻度】 **身体的拘束等の事例の有無に関わらず必要。**

定期的な教育（年2回以上）



新規採用時の研修

- × 身体的拘束等の適正化のための研修と虐待の防止のための研修をそれぞれ年に1回ずつ実施している。
- × 新規採用時の研修を実施していない。
- × 研修を実施しているが記録を残していない。

### 【留意事項】

- ・研修の実施内容については記録することが必要である。
- ・研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。

## ② よくある問い合わせ

右上に記載しているサービス種別を参考にしてください。

## 科学的介護推進加算について

提出の必要性や提出すべき時期に注意してください。  
新規利用者や利用終了者の提出を失念するケースが報告されています。

### 【よくある問い合わせ】

Q. 新規利用者の入力を失念していた。加算の算定はどうなるか。

A. 新規利用者については、利用開始した月の翌月10日までに提出（入力）しなければならず、仮に提出が間に合わなかった場合は、利用を開始した月から情報の提供が行われた月の前月までの間について、**利用者全員が算定できなくなる**。

例) 新規利用者が4月から利用を開始した場合

情報を提出した日	加算を算定できない月
～5月10日	なし
5月11日～6月10日	4月サービス提供分
6月11日～7月10日	4月・5月サービス提供分
7月11日～8月10日	4月・5月・6月サービス提供分

## 認知症専門ケア加算

### 【よくある問い合わせ】

- Q. 算定要件の1つに「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること」とあるが、いつ時点の割合を指すか。
- A. 加算を算定する月の前3月の平均値をその割合とする。本市への届出は一度行えば足りるが、加算算定の可否は月ごとに判断し、算定できないことが判明した時は、速やかに加算の取り下げの届出を行わなければならない。
- Q. 算定要件の1つに「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的  
に開催すること」とあるが、この「定期的に」とはどの程度の頻度か。
- A. 1月に1回以上開催していることが望ましい。  
なお、この「会議」については、従業者同士の簡易なミーティングのような開催方法で差し支えないが、記録として残しておくことが必要である。

## 通所介護事業所等における宿泊サービスについて

徳島市内において、地域密着型通所介護事業所又は認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを行う場合は、届出書及び必要な添付書類を提出してください。

### 【よくある問い合わせ】

Q. 長期的に宿泊してよいか。

A. 宿泊サービスの提供は、一時的及び緊急時又は短期的な利用に限る。連続な利用が予定される場合は、介護支援専門員と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更を含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討すること。

Q. 宿泊サービス中に事故が発生した場合、事故報告書の提出は必要か。

A. 利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

### 参考

介護保険最新情報Vol.470「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」

## 通所介護事業所等における保険外サービスについて (理美容サービス)

### 【よくある問い合わせ】

Q. 地域密着型（認知症対応型）通所介護事業所において理美容サービスを提供することは可能か。

A. 地域密着型（認知症対応型）通所介護と理美容（保険外サービス）の内容を明確に区分した上で、通所サービスとは別に利用者の自己負担により理美容サービスを提供することは可能である。

地域密着型（認知症対応型）通所介護の提供時間の算定に当たっては、通所サービスの提供時間には保険外サービスの提供時間を除外して報酬請求すること。

通所サービスとそれ以外のサービスの区分が明確になされた通所サービス計画を、利用者本人（又はその家族）に対して説明し同意を得ておくこと、通所サービスの利用料とは別に費用請求行われていることが必要である。

#### 参考

介護保険最新情報Vol.678 「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」

## 通所介護事業所等における保険外サービスについて (併設医療機関の受診)

### 【よくある問い合わせ】

- Q. 地域密着型（認知症対応型）通所介護サービス提供において併設医療機関等を受診することは可能か。
- A. 通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は緊急やむを得ない場合を除いては認められない。  
また、サービス開始前又は終了後の受診は可能であるが、一律に機械的に通所サービスの前後に組み入れることは適切ではなく、当日の利用者の心身の状況、サービスの見直しなどの必要に応じて行われるべきものである。

#### 参考

「介護報酬に係るQ&Aについて」（平成15年5月30日付事務連絡）

## 利用者が認知症であることの確認方法について

### 【よくある問い合わせ】

Q. 認知症通所介護の利用者について、認知症であることはどのように確認すればよいか。

A. 認知症であることの確認方法は、原則、医師に利より認知症又は認知症の原因疾患であると判断されていることが必要である。

診断書等で確認が取れない場合であっても、介護支援専門員等から主治医意見書の内容を聴取する等により確認する必要がある。

アルコール依存症等、その診断が認知症の原因疾患であるか判断できない場合は、その診断をした医師に口頭で確認し、その診断が認知症の原因疾患であることを確認することができれば認知症通所介護を利用することが可能である。その場合、確認した内容、日時及び確認者の氏名を記録に残しておくことが必要である。



#### 留意点

認知症の確認ができていない方が介護給付等を受けている場合には、介護報酬の返還になることもあります。

## 認知症対応型サービス事業管理者研修について

認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護のサービスを提供する事業所の管理者は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していなければなりません。

(認知症対応型通所介護 基準第43条第2項・認知症対応型共同生活介護 基準第91条第3項)

### 【よくある問い合わせ】

- Q. 管理者を交代しなければならないが事業所内に「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了している者が他にいない場合どうすればよいか？
- A. 管理者の変更の届出を行う場合に限り、変更後に開催される直近の「認知症対応型サービス事業管理者研修」を受講することを誓約することで管理者の変更を可とする。

### ③ 処遇改善加算の届出について

# 処遇改善加算の種類

介護職員処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等ベースアップ等支援加算

# 令和5年度計画書の提出について

## ○提出期限

通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしてい  
るところです。

令和5年4月又は5月から取得する場合は、特例として下記締切日までに徳  
島市に提出してください。

**令和5年4月17日（月）必着**



提出期限に遅れた場合、算定することが出来ません。  
ご注意ください。

## ○提出書類

様式等については、徳島市ホームページに掲載しています。

掲載場所

トップページ > 健康・福祉 > 事業者向け > 「令和5年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について」



**令和5年度より様式が変更となっております。**

令和4年度実績報告は以前の様式での提出となります。

# 留意事項

## ①加算の算定について

処遇改善加算の届出を行った事業所は、賃金改善の方法や就業規則の内容等について計画書を用いて職員に周知してください。また、職員から加算に関する照会があった場合は、書面を用いるなどして分かりやすく回答してください。

★労働基準法等を遵守してください。

# 留意事項

## ②提出について

当該加算については、前年度から継続して算定する場合であっても**毎年届出が必要**です。

計画書は**指定権者ごと**に提出が必要です。

例) 訪問介護(県)と総合事業(市)の指定を受けている事業所

徳島県と徳島市の双方に提出が必要となります。

(複数サービスを一括して計画書を作成した場合であっても同様です)

# 留意事項

## ③保管について

根拠資料（添付書類）の提出は原則不要ですが、根拠資料については適切に保管し、指定権者等の求めに応じて速やかに提示できるようにしておいてください。保管が必要な書類については、計画書のチェックリストをご参照ください。

計画書及び根拠資料については、徳島市の条例に基づき **5年間**の保存をお願いしています。

# 留意事項

## ④よくある不備について

- ✕ 過去の様式を使用している。
- ✕ 個表（加算種類別）が不足している。
- ✕ 提出先が「徳島市」になっていない。
- ✕ 記入漏れの項目がある。
- ✕ 指定を受けている全ての事業所の名称が記載されていない。